

【委員会における議論のポイント】

今回の格付け結果は、D評価が6名、F評価が2名と、低い評価となった。

委員が比較的高い評価をした点は、以下の点である。

- 多数の弁護士を投入して、大掛かりな調査を行ったこと

他方で、委員が低い評価をした点は、以下の諸点である。

- 独立性が不明確であること、法律事務所あるいは弁護士の日産との利害関係が不明瞭であること
- 専門性が不足すること、調査チームに自動車製造の専門家がないこと、内部監査の評価について外部の監査機関（名称非開示）の支援を受けたこと
- 調査期間が最短で19日間と短いこと、国交省の報告徴収命令への対応であることが影響していること
- 調査スコープが不足すること、各工場の調査結果が定型的な記載の繰り返しであること、内部統制の不備の問題やこれに対する経営者の認識の問題について踏み込んで調査していないこと、公表後の違反行為の継続について通り一遍の調査しか行われていないこと
- 原因分析が表層的で不十分であること、表面的な現象の列挙にとどまり、真因を究明する姿勢が見られないこと、完成検査の必要性について検討していないこと
- 再発防止の提言が表層的で不十分であること、「この壁を取り払うために具体的に何をすべきかは、日産の外部にいる当職らにおいて提言することは困難であり、また、提言することは適当ではない」とするのは、調査チームの職責の放棄に等しいこと

以上